

あさひ賃貸りんくうステージ施設案内

りんくうステージのQ&Aも併せて必ずお読みください。

■申込先: 泉佐野市成長戦略室おもてなし課

場所: 泉佐野市りんくう往来北1番地 りんくうタウン駅ビル東棟2階

電話: 072-447-8126(平日)8:45~17:15

メールアドレス: omotenashi@city.izumisano.lg.jp

■アイスパーク管理事務所(施設管理)

申込手續完了後の当施設の管理(鍵の開錠等)に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

10:00~22:00 ザイマックス関西イベント窓口080-2226-5504

22:00~翌10:00 りんくうパピリオ防災センター072-458-4510

メールアドレス: sano@rinku-yagai.jp

あさひ賃貸りんくうステージ場所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北 1-271 りんくうアイスパーク芝生広場内

■【利用日までの流れ(1.~7.以下のstepとなります)】

※1から7(利用開始まで)には1カ月程度必要です。

※イベント等の広告行為を予定される場合は、Step3の仮予約の承認がされた段階で広報活動をしてください。

step1.申請者はりんくうステージ①使用希望日、②面談日(面談日はメール送信日から2週間以内)以上2点をおもてなし課のメールアドレスへ送信後、おもてなし課へメール到着確認の電話(072-447-8126)を担当者宛にしてください。

➤ 1.は仮予約ではなく面談予約です。予定日を基にしたイベント等の広告行為は禁止です。広告行為が発覚した場合は受付を中止します。

step2.おもてなし課へお越しいただき、イベントの概要・企画について説明資料を作成、持参しておもてなし課の担当者(2名)と打合せを行ってください(様式は問いませんが、可能な限り具体的なものを作成してください。口頭のみ受付は行いません)。

➤ 概要・企画書等メールのみの受付は不可。面談時には注意事項等をチェックリストに基づき、市から説明しますので、説明内容を理解、納得すれば署名を依頼します。

step3.イベントの概要・企画が施設利用及び公園行為に反するものがなければ、仮予約を承認します。後日(面談後2、3日以内)、おもてなし課から申請者へメール、電話にて仮予約承認可否を連絡します。

➤ 2.の結果、使用上の注意の遵守が出来ないこと等が想定される場合は仮予約の承認を

しません。また、承認不可の場合もメールにて通知し、電話にて連絡を行います。

step4.利用予定日1ヵ月前に申請書類を提出

- 申請書類の提出が遅れる場合は、必ずおもてなし課の担当者へ連絡してください。当初の面談時から認められない内容が変わっている場合、仮予約を取り消すことがあります。内容が変わる恐れがある場合は、事前におもてなし課へ相談してください。また、申請者の内容変更に起因する仮予約の取消の場合、それまでにイベント主催者側で発生した費用を含めて市は一切の責任を負いません。

step5.申請書類確認後、公園内行為許可証、あさひ賃貸りんくうステージ使用許可証を発行します。(書類提出後、2週間程度を目途に発行)

- メール添付にて申請者へ送信します。

step6.納付書にて使用料を支払い

- 納付後は、市が入金確認できるまでにはタイムラグがあるため、支払済みの納付書の画像を撮影したうえ、おもてなし課のアドレスへ添付しお送りください。
- 使用料は納付書の発行日から15日以内もしくは使用する前日(※ただし、前日が休日のときはその日前においてその日に最も近い休日でない日までとする)までに納入してください。

step7.りんくうステージ利用日

【使用当日の流れ】

◆ 使用開始時

あさひ賃貸りんくうステージ使用許可申請書に記載された時間に委託管理事業者がステージの開錠をします。(ただし、施設利用時間は午前9時から午後9時まで。完全撤収は午後9時です。)

※準備等で午前9時以前に芝生広場を利用される場合はバリカーの鍵を貸与することも可能です。その際は、上記連絡先のアイスパーク管理事務所まで連絡してください。

◆ 使用終了時

ステージ施錠のため、終了の旨をアイスパーク管理事務所へ連絡してください。

※使用前後におけるステージ上のブルーシート及び土嚢の撤去・復旧はイベント主催者側にて実施して下さい。

■ 使用上の注意

1. ステージでの音出し可能な時間帯は、原則、午前9時00分から午後6時00分までです。但し、公的団体に準ずる組織は午後6時00分以降も音出しを認める場合があります。なお、午前、午後の使用についても近隣住民、近隣施設へ迷惑にならないよう音量の調整して下さい。

2. 入場料を徴収する有料イベント、公園内に囲いを設置すること、観客席やスケートボード場等を設置することを禁止しています。(泉佐野市公園条例第4条第1項第1号「公園施設を

損傷し、又は汚損すること」に該当する為、禁止行為としています。）
公園利用者のため既設トイレ、遊具を囲うこともできません。

3. アイスパーク内では、原則園路の内側をイベントスペースとして利用することができます。
(参照:会場レイアウト)

申請書提出後、公園利用者への安全配慮や周囲への影響を市と協議し、問題が無ければ園路の外側の利用を可とします。ステージについても、音響等協議のうえ利用の可否を決定します。公園利用者への配慮が必要であることから、すべてを自由に利用することはできません。市と協議のうえ決定した範囲内で利用いただきます。

4. 拡声器及び音響機器の音量は、りんくう駅前北交差点歩道橋(アプローチ階段上)からデジタル測定機器で計測し、80dbを超えないようにして下さい。

5. イベントに対して音量等の苦情が出た場合で、イベントの実施に係るものは利用者にてご対応をお願いします。そのため、市のホームページ上(りんくうステージのサイト上)等に、利用者の連絡先を掲出しますので、各種の苦情に対して速やかに対応してください。

また、市・近隣施設へ苦情の連絡が入った場合も同様に、利用者へ連絡しますので速やかに対応してください。

6. 仕込み、準備、後片付けなど、使用時間に含めてください。

7. 使用の許可を受けた以外の設備、器具を使用しないで下さい。

8. イベント終了後は会場周辺・リハーサル室等の清掃を行ってください。

9. 無断でキャンセルを行った場合は、次回以降の利用を不可としますので予めご承知おきください。

10. その他、施設の示す注意事項を守って下さい。

■ 次に該当する場合は使用許可できません。すでに許可している場合でも、使用の許可を取り消すことがあります。

1. 公序良俗を害するおそれがあるとき。

2. 施設、付属設備、機器を損傷するおそれがあるとき。

3. 天災及び交通途絶時その他利用者の安全が確保されないとき。

4. 管理上支障があると認めたとき。(音量、音圧の高いものの公演については、認めていません。)

5. 許可された利用目的と異なった目的で使用する時、許可された利用条件に違反したとき。

6. 使用許可の権利を譲渡、転貸したとき。